

平成30年9月

中札内村議会定例会会議録

平成30年9月4日（火曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	高橋雅人君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	川尻年和君
住民課長	坂村暢一君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	成沢雄治君
総務課 課長補佐	氏家佑介君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 阿部雅行君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 中道真也君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		閉会中の所掌事務調査
日程第6		議員派遣報告
日程第7		委員の派遣について
日程第8		村政及び教育行政執行状況報告
日程第9	意見書案第4号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第10	選挙第1号	中札内村選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙
日程第11	報告第7号	平成29年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第12	議案第53号	中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	議案第54号	中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14	議案第55号	中札内村屋内多目的運動施設設置条例の制定について
日程第15	議案第56号	中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定について
日程第16	議案第57号	平成30年度中札内村一般会計補正予算について
日程第17	議案第58号	平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第18	議案第59号	平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第19	議案第60号	平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第20	議案第61号	平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について
日程第21	認定第1号	平成29年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第22	認定第2号	平成29年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	認定第3号	平成29年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24	認定第4号	平成29年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25	認定第5号	平成29年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 26 号 認定第 6 号 平成 29 年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年9月中札内村議会定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番男澤議員と6番宮部議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
中井議会運営委員会委員長、よろしく願いをいたします。
(中井康雄議会運営委員会委員長登壇)
- 議会運営委員会委員長（中井康雄君） おはようございます。
平成30年度中札内村議会9月定例会について、8月28日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いましたので、内容をご報告いたします。
今定例会への村長提案は、報告が1件、議案が9件であり、報告は、平成29年度健全化判断比率と資金不足比率の報告について、議案については、固定資産評価審査委員の選任同意が1件、教育委員の任命同意が1件、条例の制定が1件、指定管理者の決定が1件、一般会計及び特別会計の補正予算が5件、平成29年度決算に係る認定が6件となっており、最終日に指定管理に係る補正予算が追加提案される見込みであります。
その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。
議会提案等では、諸般の報告、産業文教常任委員会所管事務調査報告、議員派遣報告があります。
その他、委員派遣承認が1件、意見書案が1件、選挙管理委員の選挙が1件となっております。
請願等につきましては、陳情4件が提出されておりますが、資料配布といたしました。
会期につきましては、本日から14日までの11日間であります。
決算認定6件の審議につきましては、9月10日から12日の3日間、本会議での審議をお願いいたします。
一般質問は、3名から3問の通告がありましたので、最終日14日での質問を予定してく

ださい。

また、産業文教常任委員会による農作物作況調査が会期中に行われますが、同じく最終日14日の報告をご予定ください。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの11日間に決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了解をお願いしたいというふうに思います。

◎日程第5 閉会中の所管事務調査報告

○議長（高橋和雄君） 日程第5、閉会中の所管事務調査報告を求めます。

産業文教常任委員会所管事務調査について、北嶋産業文教常任委員会委員長、お願いをいたします。

○産業文教常任委員会委員長（北嶋信昭君） それでは、産業文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

赤ナンバー3番をご覧ください。

産業文教常任委員会は、今年度の所管事務調査として、6月5日に十勝管内士幌町と音更町を訪問し、士幌町ではバイオガスプラントの視察調査を、音更町では人工芝サッカー場の視察調査を行いました。

まず、士幌町バイオガスプラントの視察目的ですが、本村の畜産の規模は拡大し、糞尿の処理や臭い対策の課題がさらに大きくなってきていることから、その対策としてバイオガスを利用した事業を模索している経営体もあり、バイオガス事業の現状を調査するため、先進地である士幌町の視察調査を行いました。

士幌町は、農家戸数は413戸で、うち畑作が335戸と多いですが、酪農・畜産の規模が大きく、士幌町農協の農畜産物販売高442億円のうち318億円を酪農・畜産が占めています。

酪農業では、飼育頭数の拡大やスタンションからフリーストールへの飼育形態の変化から、家畜糞尿の処理や糞尿の堆肥化にかかる労働力が大きくなっていることの課題があり、家畜糞尿の適正な処理や臭い対策による環境維持向上が不可欠な状況にあります。

平成10年からバイオガスプラントの導入に向け視察調査などが行われ、平成15年に町がモデル実証施設3基を建設し、各種事業を活用しながら平成28年までに8基のプラントを建設しています。

導入によるメリットは、記載のとおりですが、糞尿処理の軽減化や環境対策の向上の成果をあげており、更には、電力の売電による収入でバイオガスプラントの運営経費が賄われ、余剰利益を上げているプラントもあるようでした。

課題については、記載の項目があげられていましたが、売電に係る買い取り拒否や制限は、新規参入においては制限解除が絶対的条件になると考えます。

まとめですが、士幌町では、町、農協、農家が一体となって同様の課題解決に取り組み、バイオガスプラントを導入することで成果をあげており、今後もバイオガスを取り入れていく酪農家が増えていく状況にあるそうです。

本村も、酪農・畜産業の規模拡大により、糞尿の処理と臭い対策の課題は一層大きくなっていくことが予想され、バイオガスの導入を推進することが、抱える課題を解決する有益な方策であると感じました。

士幌町での成果を考えると、本村でも早急に導入の検討を行う価値があり、関係機関が一体となり様々な課題を克服し、取り組みを進める必要があります。

次に、音更町人工芝サッカー場の視察調査目的ですが、中札内交流の杜は天然芝のサッカー場4面のコートをも有しており、競技する選手に最良の環境を提供できるものですが、芝の生育管理には専門的ノウハウを要し、専用機械が必要になることや多くの労力を要している状況にあります。

また、特に雨天時に大会等で使用することで芝が傷みやすく、芝の復旧には多くの管理コストがかかっている状況にあります。

音更町は、人工芝によるサッカー場を整備したことから、その利用状況や管理状況について視察調査を行いました。

施設は音更町宝来にあり、人工芝サッカー場で2面のコートをも有しています。

付帯施設は、照明設備が設置されており、コート外周に高さ8メートルのフェンスが設置されています。

雨水対策も施されており、コートに水が溜まることはないようです。

不都合な部分では、スライディングをすると、軽いやけどをすることがあるとのことでした。

事業費は8億円を超えており、大きな予算を要して整備されていました。

人工芝の耐用年数は10年程度で、張り替えを行うには多額の予算が必要になるとのことでありました。

管理は、落ち葉等の掃除と人工芝の中に撒いているゴムチップの補充を行っている程度であり、簡易な労力で維持されているようです。

まとめですが、サッカー場は大変綺麗で、利用頻度も大変高いようですが、事業費は、想定を超えるもので、本村で取り入れるには住民の理解を得られるものではないように感じました。

人工芝サッカー場の維持管理は、少ない労力と予算で行われていることには大きなメリ

ットを感じました。

交流の杜の天然芝サッカー場は、維持管理に大きな負担を伴っていますが、多額な費用をかけて人工芝に変えることは困難であると考えられ、天然芝のコートが使用する選手にとって最良の環境であることから、現状の芝がより長期にわたり使用できるよう適正な管理に努めることが大切です。

将来的に芝の張替えの時期を迎えますが、人工芝の一部採用なども視野に入れ、十分な検討を行い、利用者ニーズへの対応や管理コストの比較など、最良の方法を模索していく必要があります。

以上、概要説明といたしますが、詳細については報告書をご覧くださいようお願い申し上げます、産業文教常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第6 議員派遣報告

○議長（高橋和雄君） 日程第6、議員派遣報告を求めます。

中井議員と黒田議員が、日本で最も美しい村連合総会に参加しておりますので、代表して黒田議員から報告を求めたいと思います。

黒田議員、よろしく願いをいたします。

○3番（黒田和弘君） それでは、議員派遣を終了いたしましたので、その報告をいたします。

赤ナンバー4番をご覧ください。

中井議員と私黒田は、7月5日と6日の2日間の日程で、釧路管内鶴居村で開催された日本で最も美しい村連合定期総会、フェスティバル in つるいへ参加しました。

派遣の目的は、日本で最も美しい村連合加盟町村間での、発展的な提案や連携による活力ある事業活動と議論に参加し、本村の取り組みの醸成に議会活動として寄与することを目的としたものです。

鶴居村は、釧路湿原、タンチョウヅルなどの自然資源に恵まれた環境にあり、基幹産業は酪農で、ナチュラルチーズ「鶴居」はALL JAPANチーズコンテストにおいて最優秀賞である農林水産大臣賞を受賞するなど、地域資源を生かしたブランドづくりに取り組まれています。

また、フットパス、酪農業体験、温泉、ハーブを活かした体験など、地域に根付いた観光コンテンツを構築しています。

一時絶滅したと考えられたタンチョウは、村ぐるみによる懸命な給餌・保護活動により、現在では1,800羽程度まで回復し周辺に生息しています。

タンチョウと共生する村として、今後も酪農景観をはじめとする美しい景観や歴史を引き継ぎ、地域資源を活かしながら住民による村づくり活動を展開しています。

基調講演では、「美しい村でのフォートツーリズムのあり方」と題し、株式会社ナイス取締役役会長松尾喬氏のお話を拝聴しました。

写真のもつチカラを相乗させ、地域をそして日本を元気にする手法等を述べられるとともに、美しい村のコミュニケーションとして、笑顔・握手・うなずき・相手の名前を呼ぶ・あいさつ等の五つが必要であると強調されておられました。

基調講演の後に分科会が開催され、第2分科会には中井議員が、第3分科会には私が参加

しました。

第2分科会は、地域資源を生かした農村観光「農泊の現状とこれから」と題し、意見交換がされました。

釧路地域の観光客の宿泊は、90%以上が阿寒湖温泉を含む釧路市内の有名観光地に一極集中しており、鶴居村などでは、滞在時間を長くするコンテンツが必要であるとして、その対策について記載のような多くの意見が出されていました。

第3分科会は、「自然が果たす「人自然への役割」と題し、意見交換がされました。

自然環境を守っていく責務がある一方で、開発を行っていくこともさけられないものがあり、自然保護と開発のバランスの重要性を理解し、行政と住民が協働し、経済や観光振興へ波及させるとともに、子どもたちへの自然環境教育に取り組むなど、長期的に活動していかなければならないとの意見が出されました。

今回参加したまとめといたしまして、日本で最も美しい村連合は、失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観や環境、文化を守り、将来にわたって美しい地域を守り続けることで、観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与するとともに、自然環境の保護に寄与することを目標に、現在では、63町村・地域が加盟し各自治体は住民とともに鋭意努力されております。

本村は昭和50年頃から花いっぱい運動の輪が広まり、昭和56年には花好きの農家の奥さんが集まって「すみれ会」を設立し、花壇づくりが始められました。昭和58年には第20回全国花いっぱいコンクールで内閣総理大臣賞を受賞されました。また、北の大地ビエンナーレによる文化の村づくり、さらに、豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例を制定し、良好な景観づくりに取り組んでいます。

中札内村が、日本で最も美しい村連合に加盟したことで、より意識を高め、美しい景観や環境、文化を守り継承していくために、住民・企業・村はそれぞれの役割を果たし、一丸となって取り組んでいくことが重要であります。

以上、概要説明といたしますが、詳細については報告書をご覧いただけるようお願い申し上げます、議員派遣報告といたします。

○議長（高橋和雄君） これで議員派遣報告を終わります。

◎日程第7 委員の派遣について

○議長（高橋和雄君） 日程第7、委員の派遣についてを議題にいたします。

局長より説明をお願いいたします。

○議会事務局長（大和田貢一君） それでは、委員の派遣についてご説明いたします。

赤ナンバー5番が、委員派遣承認要求書でございます。

総務厚生常任委員会による視察調査派遣で、会議規則第74条の規定により、総務厚生常任委員長から議長に要求があったものです。

調査の事項は2件あり、2件とも期日は平成30年10月25日（木）に調査を行うもので、派遣委員は男澤委員長他4名の全委員であります。

まず1件目は、十勝圏複合事務組合視察調査で、場所は帯広市くりりんセンターとリサイクルセンターであります。

くりりんセンターでは、ごみ処理の現状と課題及びそれに伴う施設の更新計画について調査を行うもので、リサイクルセンターでは、近年、特に廃プラ処理の課題がクローズアッ

プされておりますが、当該施設のその現状について視察を行なうものです。

次に2件目ですが、とちぎ広域消防事務組合視察調査で、消防広域化後の成果と課題について、消防局指令室システムの状況を視察し、その効果について調査を行なうものです。

以上で、総務厚生常任委員会委員派遣承認要求書の説明といたします。

○議長（高橋和雄君） 委員派遣についての説明が終わりました。

お諮りをいたします。

委員の派遣については、会議規則第74条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員の派遣については、派遣承認要求書のとおり派遣承認することに決定をいたしました。

◎日程第8 村政及び教育行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第8、村政及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたのでこれを許したいと思います。

はじめに、森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、6月以降の村政執行状況の主なものについて、ご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

まず総務グループについて、防災においては、災害時に被害状況等を空撮映像により迅速に把握するため、ドローンを購入しており、災害時以外の活用も含め、ドローンの職員説明会や利用講習会を実施しております。

災害時の応援協定では、被災者及び避難者の救護活動を円滑に行うことを目的に、8月22日に中札内農村休暇村フェリエンドルフと電動アシスト自転車等の供給に関する協定を締結いたしました。

また、防災の日である9月1日の翌日2日に、記録的短時間大雨による堤防決壊の恐れを想定した防災訓練を、地域防災組織を組織する市街地6行政区をはじめ、多くの村民の参加協力をいただき、避難所の開設、情報伝達訓練、住民避難訓練などを実施するとともに、釧路地方气象台及び十勝総合振興局などの協力により、防災学習の講演や住民体験型訓練を行っております。

非核平和の取り組みについてですが、8月1日から8月16日まで、文化創造センターにおいて、広島平和記念資料館の協力のもと、ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスター展を開催し、期間中の5日に平和を願う読み語りを図書館内で開催しております。

職員研修では、コンプライアンスに対する正しい知識を職員一人ひとりが持ち、組織に一体感を醸成することを目的に、ハラスメント研修を行い、ハラスメントの問題意識や予防意識の向上に努めております。

次に企画財政グループについて、普通交付税は、7月に算定事務を終え、当初予算額に対

し6,551万8,000円増の15億7,862万2,000円となり、前年度交付税決定額との比較では、4.0%、6,626万8,000円の減額となっております。

また、臨時財政対策債は、当初予算額に対し、19万2,000円減の1億180万8,000円を限度に決定される見込みで、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた前年度交付税決定額との比較では、7,334万8,000円、4.2%の減額となっております。

本村の普通交付税の減額要因としては、リーマンショック後の景気対策のため、地方の税収不足を補うために導入された歳出特別枠が廃止されたことが主な要因であります。

日本で最も美しい村連合の総会及びフェスティバルが、7月5日から7日までの3日間、釧路管内鶴居村で開催され、私、村議会議員の2名の皆さま、景観まちづくり委員の2名の方と参加しております。

また、観光協会の協力のもと、総会に合わせて道内の加盟町村・地域の食のPRを行っております。

3回目となる中札内花咲くコンサートは、今年度も帯広市・民間企業と連携した中で実行委員会を組織して、これまでと日程を変更し、7月22日に開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ、道内外から多くの方が来場し、過去最高の来場者数となり、新たな交流人口の拡大につながってきていると考えております。

ご尽力いただいた実行委員長の杉江茂様をはじめ、実行委員の皆さまに感謝とお礼を申し上げます。

コミュニティバスについては、PRを兼ねたイベント時の臨時運行として、7月22日の花咲くコンサートと、8月18日の村民盆踊りで、会場に訪れた方々に利用していただいております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、児童医療関係では、これまで乳幼児等医療費で2,112件、約480万円の医療費を助成しております。

有害鳥獣関係では、昨年同様、猟友会帯広支部中札内部会の会員の方々を鳥獣被害対策実施隊員として任命させていただき、それぞれ有害鳥獣の駆除に取り組んでいただいているところです。

7月末現在の捕獲・駆除状況は、ヒグマ0頭、エゾシカ99頭、キツネ86頭、カラス239羽、ドバト228羽、アライグマ1頭となっております。

平和祭を6月15日に開催し、遺族25名、来賓23名の参加をいただいております。

塵芥し尿処理関係では、ごみステーションのカラス対策として、ごみの散乱が激しい5カ所のごみステーションを中心に市街地区の状況調査を1カ月半実施し、その結果を受け、散乱の激しい1カ所に市販のプラスチックネットを造作したものを取付け、その後の様子を観察しているところです。

今のところカラス被害は見受けられておりません。

今後、試作品を改良しながら各行政区にご協力いただき、被害の多いごみステーションより順次取付けていく予定であります。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、国が策定した認知症施策推進総合戦略、通称、新オレンジプランに基づき、認知症の人を介護している家族などを対象として、精神的負担を軽減する目的で実施するなかさつない介護カフェですが、5月に認知症介護認定看護師を講師に迎え、認知症の人との接し方の講話のほか、認知症の家族を介護してきた体験談などを自由に

お話しいたきました。

年内は今年28日と12月に開催を予定しており、在宅で介護されている方々のストレス解消と、日常的な緊張を和らげる場となるよう進めてまいります。

先の議会、補正予算で承認いただきました地域おこし協力隊員につきましては、8月1日付けで福祉課所属による地域支援推進員として発令させていただきました。

社会福祉協議会において勤務いただき事業全般を熟知したうえで、新たな目線による事業展開や地域福祉の推進などにも期待するところです。

次に、保健グループについてですが、対がん協会による巡回健診の結果説明会を7月に実施し、対象者92人の方に対して、保健師と管理栄養士が個別に面談を行い、健診結果と生活習慣病予防のための工夫について説明を行っております。

さらに、健診の際に食事に関する質問表を提出いただいた方に対しては、結果表の送付と栄養指導を実施いたしました。

全村的な食生活の改善と健康増進を目指す七色献立プロジェクトですが、新たな取り組みとしてタニタ式健康ポイントスタート事業を8月より開始しており、初日8月1日の昼夜に開催したキックオフセミナーには、村民110人に参加いただく中で、体組成計の使い方や健康ポイントに関する説明を行いました。

なお、この健康ポイント事業は、多くの村民に楽しみながら継続いただくため、初年度の参加料を無料としておりますが、8月22日現在363人の申込み登録があり、当初の見込みを大幅に超えているため、参加者に配布いたします活動量計の追加購入並びに、データ送信機の増設に係る費用等を本定例会補正予算として計上しております。

2年目となる七色野菜彩りプラスですが、今年度は8月から2カ月間の期間で、村内の飲食店や直売所13店舗に参加・協力いただき、地元野菜を中心とした特別限定メニューを提供いただいております。

また、生産者である農協青年部と農協女性部たんぼぼの会ご協力のもと、圃場での枝豆収穫体験やトラクター試乗体験のほか、野菜ソムリエを招き野外で地元野菜を使った料理づくりを学ぶ親子で食育体験教室を8月19日に開催し、36名の親子に参加いただきました。

次に、保育園についてですが、夏のイベントである七夕まつりを上札内保育園は8月1日、中札内きらきら保育園は8月3日に、それぞれ好天の中で開催いたしました。

中札内きらきら保育園の運動会は、8月25日が雨天のため、会場を交流の杜体育館へ変更し開催いたしました。多くのご家族にご臨席いただく中、子どもたちの元気一杯に成長した姿や練習の成果をご覧いただきました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農作物の状況は、6月中旬から7月中旬まで続いた長雨と低温の影響で、一部に生育の遅れがみられることから、この秋の収穫量などが心配されているところです。

小麦は収穫作業を終えましたが、天候不順により収穫作業も例年より遅れ、収量については平年よりやや下回ると予想されております。

畜産関係では、大規模草地育成牧場の運営管理について、現指定管理者の中札内村農業協同組合が平成30年冬期舎飼前までとなっていることから、以降の運営管理について酪農家の皆さんや村内で哺育・育成預託事業を行う農事組合法人カーフゲートと協議を重ねてきました。

この度、同法人での受託体制が整い、8月10日付けで指定申請書の提出があったことから、

8月20日に選定委員会を開催し、審議の結果、農事組合法人カーフゲートを選定し、本定例会において指定管理者の指定についての議案を提出させていただいております。

また、牛サルモネラ予防接種事業は、8月現在延べ4,600頭のワクチン接種を終了しております。

林業関係では、村有林整備工事として、下刈り14.36ヘクタールが完了しております。

観光関係では、7月1日、第47回ピョウタンの滝やまべ放流祭を開催しております。

当日は雨天のため会場を文化創造センターに変更しての開催となりましたが、約500人が訪れ、屋外で行われた移動動物園や、やまべ・ニジマスのかみ取りは、子どもたちの人気があり、その他のイベントも多くの方に楽しんでいただきました。

札内川園地での観光協会の取り組みとしては、山岳センター内のレストランを活用し、清流地場産めしとしてダムカレーを提供するフードイベントを7月の土、日曜日に4回開催しております。

また、夏休み期間中の8月11日から13日にレストランを臨時営業し、昼食にダムカレーを提供したほか、キャンプ場利用客を対象とした朝食、夕食の提供も行っております。

道の駅では、8月25日、26日に観光協会主催による道の駅マルシェを開催し、食市では地場産食材を活用した食の提供を行ったほか、地場製品の販売なども行い、フードイベントと組み合わせた地場産品・加工品のPR活動を行っております。

花づくり関連では、実行委員会主催により実施しております道の駅ガーデンを、7月20日から31日まで開催し、約1,100人の入り込みとなりました。

道の駅ガーデンに先立ち、村民の方を対象にハンギングバスケット及び寄せ植え講習会を開催し、今年度は親子で参加された方を含め、昨年度よりも多い延べ57人の参加をいただき、講習会で制作した多くの作品を道の駅ガーデンで飾ることができました。

ご支援、ご協力いただいた方々に対し感謝を申し上げます。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

道路維持関係では、村道の草刈作業及び支障木枝払いなどのほか、定期巡回点検を行いながら随時補修などを実施し、良好な道路維持に努めております。

公園関係では、7月からの干ばつにより芝生の一部が枯れてくる状況にありましたが、散水対策やその後の雨の影響により回復状況にあります。

また、今後の公園のあり方について検討する公園利活用検討委員会を7月に開催しております。

定住対策では、中札内スタイル住宅建設奨励対象として2件、移住促進奨励対象として1件を認定するとともに、民間賃貸住宅家賃助成では、新たに14件の認定を行っております。

村営住宅入居関係では、1回の公募で3件の入居を決定しております。

主な工事の実施状況ですが、今年度予定をしておりました工事はすべて発注を終え、道路関係では、補助事業により複数年で実施をしておりました中島新橋橋梁補修工事が最終年の実施となっております。

なお、戸蔦大橋災害復旧工事につきましては、早期開通に向け企業努力をいただき8月21日に現地工事が完成し、9月3日から開通しております。

教育委員会関係工事では、屋内多目的運動施設整備工事、屋外ゲートボール場整備工事、教職員住宅建設工事をそれぞれ完成に向け進捗しております。

村営住宅関係工事では、ストック改善工事として中札内団地、泉団地、元札内団地、すずらん団地の入居者と調整を図り、順次取り進めております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 高橋教育長、お願いします。

（高橋雅人教育長登壇）

○教育長（高橋雅人君） 定例会の開会にあたり、6月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

学校教育の状況であります。研修事業は、7月27日に、中札内村・更別村教育委員会連携研修講座を両村教育研究所が主体となって、北海道立教育研究所の坂見明信企画・研修部主査を招いて、道徳の取組・評価をテーマに開催しました。

同日、村教育研究所主催による小中高連携講座では、教育課程審議会指導要録検討のためのワーキンググループ専門調査員で静岡県立袋井高校教諭の鈴木秀幸氏を講師に、これからの教育評価の在り方、新学習指導要領への対応をテーマに開催しました。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）につきましては、今年度の目標を定めたアクションプランに基づき、あいさつ・返事をキーワードとした取り組みを進めており、7月には、学校や地域の協力を得て、子どもと大人を対象にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて取組内容を検討しております。

また、設立から1年が過ぎ、学校と地域の接点が増え、子どもの遊び場づくりや見守り隊の取り組みが活発化され、6月から開設したポータルサイトにおいても活動情報を積極的に配信しております。

社会教育活動では、ジュニアアウトドアスクールは8月5日・6日の1泊2日で、小学3・4年生24人と高校生ボランティア4人が参加して、ネパール足寄を拠点に体験研修を行いました。

中札内村・南砺市交流事業では、8月7日から10日までの4日間の日程で、南砺市福野小学校4年生から6年生16人を迎え入れ、中札内・上札内小学校5・6年生21人と自然体験事業を通じて交流を深めました。

川越市少年の翼は、8月20日から24日までの5日間のうち22日までの3日間、上札内交流館に滞在し、野外活動、中札内中学校生徒との交流のほか、相原求一朗美術館見学、農業体験、パークゴルフ体験などを行いました。

更別村青少年劇場と中札内村学校教育振興会主催による舞台芸術鑑賞事業は、文化創造センターを会場に、8月28日と30日に、両村の小学生を対象に、演劇、音楽を鑑賞しました。

9月10日は中学生、中札内高等養護学校生徒を対象にした音楽鑑賞を、27日は未就学児を対象にした音楽鑑賞を実施いたします。

今年度からスタートした芸術と音楽の場を提供する花と緑とアートの村推進プロジェクトの主要事業、なかさつ音まちプロジェクトは、6月10日にはじめ詩寄贈記念ハーブコンサート、7月28日におんぷの広場コンサート、29日に色とりどりの音色が奏でるコンサートを文化創造センター・道の駅、それぞれの会場を花と絵画で飾りつけ開催いたしました。

子どもアートプロジェクトは、武蔵野美術大学と昭和音楽大学と連携し、8月16日から9月1日まで、学生11人を招き、小中学校でのサポートティーチャー、ワークショップ、鑑賞授業、創作活動などを行い、見て、聴いて、アートの楽しさに触れていました。

日本クラブユースサッカー選手権（U-15）大会が帯広市・幕別町・音更町と中札内交流の杜を会場に開催され、交流の杜では、8月15日から20日までの期間、無事に全大会日程が終了しております。

大会期間中は、交流の杜宿泊施設に審判団が滞在されました。

また、観光協会や村民有志の協力により、総合案内所や飲み物、焼きとうきび、観光グッズの販売コーナー、パンフレットの設置を行ったほか、観光協会の提供により参加48チームの全選手にえだ豆のパックを贈呈し、本村の魅力を全国に発信する取り組みを行っております。

体育関係事業では、8月19日に、村民スポーツ大会パークゴルフ大会を開催しました。

なお、7月15日に予定したソフトボール大会は雨天のため中止いたしました。

村民プールでは、6月19日から8月7日まで、一般向け、子ども向けの水泳教室や水中ウォーキングなど6講座24回を実施し、昨年より若干多い、186人の参加をいただきました。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第9 意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（高橋和雄君） 日程第9、意見書案第4号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この意見書案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは、意見書案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

意見書案第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

意見書案第4号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 選挙案第1号 中札内村選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

○議長（高橋和雄君） 日程第10、選挙第1号、中札内村選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙を行います。

現選挙管理委員及び補充員は、9月30日をもって任期満了となりますので、10月1日から4年間の新たな委員及び補充員をそれぞれ4名、選挙により決定してまいりたいというふうに思います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦で行いたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

それでは指名を行いたいというふうに思います。

選挙管理委員には、須田清司君、鎌田則子君、山田吉隆君、木村千秋君、以上4名の方を指名したいと思います。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました須田清司君、鎌田則子君、山田吉隆君、木村千秋君、以上4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名したいと思います。

次の方を指名させていただきます。

桜井康正君、松本敏幸君、阿部昇君、片岡滝子君、以上4名を指名したいと思います。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました桜井康正君、松本敏幸君、阿部昇君、片岡滝子君、以上4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位について決めさせていただきたいというふうに思います。

方法は、議長による推薦にしたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において推薦することに決定をいたしました。

第1順位を抽選します。

第1順位は阿部昇君です。

2番目です。

片岡滝子君。

3番目、桜井康正君。

4番目、松本敏幸君。

決まりました。

再度確認させていただきます。

1番が阿部昇君、2番が片岡滝子君、3番が桜井康正君、4番が松本敏幸君。

以上のように決定をさせていただきます。

◎日程第11 報告第7号 平成29年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長(高橋和雄君) 日程第11、報告第7号、平成29年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 平成29年度中札内村財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

平成29年度の中札内村健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の審査意見を付してご報告申し上げます。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、川尻総務課長、お願いをいたします。

○総務課長(川尻年和君) 報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、四つの指標を定め、監査委員の審査を付した上で、議会報告し、公表しなければならないとされています。

まず、1番目の健全化判断比率でございますが、①の実質赤字比率は、一般会計を対象とした指標。

②の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした指標で、本村では、実質収支が黒字でありますので、①、②の表示はありません。

また、一つ飛びまして、④の将来負担比率についても、一部事務組合分を含めた地方債償還金や退職手当などの将来負担額に対して、将来充当可能な財源等の額の方が大きく、①、②と同様に、黒字であることから、表示はされません。

次に、③の実質公債費比率は、地方債の返済額及び交際費に準じる額の大きさを財政規模に対する割合で指標化したもので、5.2となっております。

この比率について、当村における早期健全化基準は、右側に表示されている25.0%でありますので、指標から見た当村の財政状況は良好と言えます。

最後に、2番目の資金不足比率であります。これは公営企業会計ごとにおける資金の不足額の事業規模に対する比率で、簡易水道会計、公共下水道会計ともに資金に不足が生じておりませんので、表示はされておられません。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この平成29年度中札内村健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、報告済みとさせていただきます。

◎日程第12 議案第53号 中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて

○議長（高橋和雄君） 日程第12、議案第53号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村固定資産評価審査委員会委員のうち、松村則行氏が9月30日をもって任期満了となりますので、再度選任致したく、地方税法第423条の規定に基づき、議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第53号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑を終わりたいというふうに思います。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことについても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第53号、中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第54号 中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（高橋和雄君） 日程第13、議案第54号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

中札内村教育委員会委員のうち、山口博子氏が9月30日をもって任期満了となりますので、再度選任いたしたくご提案いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第54号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑を終わらせていただきます。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことについて異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定をいたしました。

議案第54号、中札内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

ちょうど1時間が過ぎましたので、休憩をしたいと思います。

15分まで休憩をさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さんがお揃いになりましたので、始めさせていただきたいと思います。

休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

◎日程第14 議案第55号 中札内村屋内多目的運動施設設置条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第14、議案第55号、中札内村屋内多目的運動施設設置条例の制定についてを議題にいたしたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、屋内多目的運動施設の整備に伴い、条例の名称を中札内村屋内多目的運動施設設置条例とし、条例の制定をしようとするものです。

詳細について、教育次長から説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部教育次長、お願いをいたします。

○教育次長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

議案5ページをご覧ください。

条例の名称ですが、中札内村屋内多目的運動施設設置条例とします。

第1条、第2条は、目的及び配置についてです。

ゲートボールのほか、野球やサッカー、テニスなど雨天や冬期間に利用できる競技や練習施設として、また、広く村民の健康増進を図るため必要な事項を定めるとしております。

第3条は、名称及び位置です。

第4条は、管理運営で、教育委員会が行うことを明記しています。

第5条は、使用の許可。

第6条は、不許可について定めています。

第7条は、使用料で、別表に掲げる使用料を納付しなければならないとしております。

なお、その金額につきましては、現在の体育館分館の使用料と同額の個人1回当たり1000円、団体1日当たり5000円としております。

第8条は、使用料の減免。

第9条は、使用料の還付について定めています。

めくっていただいて、第10条は、使用の制限や取消しをすることができることを規定し、第11条は、使用者の義務を定義。

第12条は、特別の設備等の設置に許可が必要なことを。

第13条は、教育委員会職員の立ち入りについて。

第14条は、施設、設備を損傷、滅失したときの損害賠償について定めています。

なお、規則についても新たに制定しようとするもので、黒番号19番、議案資料をご覧ください。

規則のポイントについてご説明申し上げます。

第2条につきましては、開館時間、休館日、開放時間を定めております。

基本的に、これまでの利用から年末年始以外の休館日は設けないこととしております。

第3条は、使用の許可で、申請書の提出と許可書の交付について定めております。

飛びまして、第6条は、使用料の免除と減免について定めております。

第7条は、使用者及び入館者の順守事項で、安全に利用していただくために守らなければならないことを定めております。

第8条は、団体等が使用する場合の責任者を置くこと。

就学者または中学生以下の者が使用する際には、保護者などが同伴しなければならないこととしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第55号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） ただいま、条例あるいはまた規則について、それぞれ説明がありました。

説明を聞きますと、今までの旧高校体育館で活用したゲートボール場かな、それらの使用等について特に変わった点はないというふうに思うのですが、基本的なことですけども、今回、この屋内の多目的運動施設が近く出来上がるということで、皆さん期待をしておる施設でございますけれども、この施設については、主にゲートボールのほか、記載のとおり、野球、サッカー、テニス等の競技、あるいはまた、練習ということで使用されるということですけども、主に使用されるゲートボール協会、あるいはまた、スポーツ少年団等々と連携を取って、形的に規定されたのかなというふうに理解をしますが、そこら辺について、どういう状況なのか伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 使用予定団体との連携につきましてですけども、議員おっしゃったとおり、この施設は主にゲートボール協会が使うこととなりますので、使用にあたって、備品その他休憩室等、ゲートボール協会の会長、もしくは会員の方、今でも練習していますので、その場に赴いて必要な情報をいただいて整備してきております。

また、そのほか、少年団、中学校等につきましては、今回設置しようとするのが人工芝タイプになりますので、11月中旬におおよそ出来上がりますので、一度、その状態を見ていただいて、必要なものを揃えていく考えでおります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今回、非常にいい施設になるということで、今説明あったとおり、小学校、中学校も兼ねて使うというこんな現状になろうかというふうに思います。

そうしますと、ゲートボール協会、小学校、中学校ということで、同じ施設を競合することになるのですが、教育委員会中心になって、効果的に、あるいはまた、効率的に使用できるように、小さい問題も含めて、その辺よく各団体等々と齟齬のないように連携することが私は大切なのかなというふうに思いますので、ぜひ、運営に当たっては、その辺の連携を重要視されて、ぜひ連携取っていただいて、特に進めていただきたいということをお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） ちょっと細かいことなのですけれども、ちょっとお伺いします。

最初の使用料についてなのですが、これは団体1日500円ということで決められていて、個人も1回100円ということなのですが、この場合の団体として10人以上で使用するってありますけれども、このときに、10人でなければ団体として認めないのか。

そこら辺の決まりというのが本当に難しいかなと思っているのですけど。

たまたま私たちもサークルの中で施設を利用するときがあるのですけども、10人以上でないと団体として使用できないということになると、どうしても人数集めに苦労がある

かなというように思うのですけれども、今回の利用が主に目的としているゲートボール協会の人たちは10人以上ということになるかもしれませんが、そのほかの団体で、やはり10人以下になったときには、やはりそれは認めないというきちっとした決まりでやっていくのか。

それともう1点は、鍵の扱い方についてなのですけれども、その団体、使用する責任者を設けて、その人が施錠をして所定の場所に置くということであれば、何かちょっと不安な部分があるのですけれども、そこら辺、管理人を置かないという設定で、施錠をして鍵を特定の場所に置くということに対しての決め方をしたのだと思いますけれども、そこら辺を、そういう不安定な鍵の場所を、どういう設定をされるのか分かりませんが、置く場所というのが私としては不安な感じがするので、たまたま保健センターが近いからそこに返すとか、そういうようなことの工夫が必要ではないかというように感じたのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 1点目の団体の人数の扱いですけれども、10人といたしましたのは、村民体育館に合わせて10人といたしました。

これにつきましては、内部でも何人にすべきかというのが協議したのですけれども、同様な施設、村民体育館が10人という形でしたので、今回、合わせたような形で10人以上が団体ですよ。それ未満が個人ですよというふうにいたしました。

2点目の鍵の関係なのですけれども、管理人を置かない施設ですので、このような不安は同様に教育委員会会議にも掛けた中でも同様の意見がございました。

鍵につきましては、使用団体に任せるような形で考えています。

それは、今も体育館別館と同様な形を取ります。

ゲートボール協会、ポロシリ太鼓。

その後の警備につきましては、やはり鍵の施錠ですとか、鍵、冬期間も使いますので、鍵の点検ですとか、不安感じますので、それについては、先ほど議員おっしゃったとおり、隣接保健センターに警備員いますので、そこをお願いする形で見回りをしてもらおう形で考えています。

今年度につきましては、もう契約始まっていますので、外周及び、確認をしてもらいまして、来年度からは正式に保健センターの契約にプラスするような形で考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 分かりました。

これからの利用状況を見て、その管理についても考えていかなければならない点があるのかなと思っておりますので、そこら辺を今後に向けての課題としてやっていただければと思います。

それともう1点なのですけれども、使用許可を出していて、当日使用ができない状況に、その日の朝になったと仮定いたします。

例えば、大雪が降ったとか何らかの理由で使用する人たちがその場所に来れなくなったというときなどは、もう事前に使用許可を出していますので、本来ならば使用許可出しているから使用料は払わなければならないのですけれども、そういった緊急的な大雪ですとか何らかの理由でその団体が使えなくなったときの、そこら辺の縛りというか決まりというものはあるのかどうか。

私たちもやはり、たまたま体育館を利用しているのですけども、大雪が降って、全員来れないというようなときには、その日の朝に実はこうやって使用できなくなりましたから取り消してくださいというようなことをするのですけれども、なかなかそれが決まりがどこら辺で、その日の朝でいいのか。

緊急の場合なので、そこら辺がちょっとはっきりとしないということが私たちも悩んでいる点なので、この施設についても同じかなというように思いますので、そこら辺の決まりをきちっとされているのかどうかお聞きいたします。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 条例の内部、詳細についてご説明しておりませんでした。

議案の5ページの第9条使用料の還付がございまして、この中で、公益上やむを得ない場合と、あと、教育長が相当の理由があると認めた場合は還付するという形取っておりますので、お金はいただかない。

利用しなかった場合はお金はいただかない形になってございます。

それにつきましては、朝でも構いません。

実際に利用できなかった場合は還付するのを原則としたいと思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 大体ゲートボールが主だと思うのですけども、今いろいろ調査したと思うのですけども、少年団とかいろんなところで、この場所を使用できるというか、したいという希望はあるのですかね。

大体ゲートボールが中心なのですよ。

そうすると、申し込みなんかでも、ゲートボールがずっと取ってしまったときとかに、一般の人がどうやって入れるのかということに対して、そこまでのいろんな使用のなかにおいて、一般の人が急遽明日とか明後日という形になるのかならないのかというそういうのはいかがなものですかね。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 一般の人が急遽使うというのは、現実的に難しいかと思いません。

夏期については、ゲートボール協会については外で競技しますので問題はありませんけども、冬期間につきましては、これまでの実績見ますと、月大体20日程度使っております。

この20日の実績ですけども、主に日中です。

ですから、少年団、中学校の部活動については夕方から使用できるという形で、時間帯については重ならない形で考えています。

そして、一般の人の利用につきましては、やはり夜間が、体育館と同様9時半まで使うような形取っておりますので、一般の方が使うのであれば、夜間が中心になるかなと思いません。

あくまで、利用については事前に教育委員会の方に申し込むような形になっておりますので、その状況については、その申し出を受けた方には随時伝えていきたいと思いません。

また、団体で使う場合につきましては、ある程度一定のルール、冬期間はいろんな団体重なると思いませんので、そこら辺は曜日等を決めて、重ならないような形で調整していき

たいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） どこかで少年団の雨降ったとき云々なんていうようなことも言っていたような気がするのだけでも、そういうのは全然使えないことですね、そしたら。

あくまでも、ゲートボールを中心として、そこに日程の中に空いたところか夜しか使えないという形になるということですね。

そういうふうに捉えるのだけでも、あくまでもゲートボールしかなくなるのかなという頭の中にあるのですけども、どうなのですかね、その辺は。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） ゲートボール協会の主な利用時間帯は、午前から午後、これまでの時間でいきますと2時もしくは3時ぐらいまでの利用ですので。

少年団の活動につきましては、授業を終えてからの活動。

ですから、午後3時、4時以降になりますので、その辺で重ならないかなと考えております。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） その辺は十分分かったのですけども、多目的って書いてあるのですからね、あくまでも多目的でなくてはいけないわけですよ。

これ、ゲートボール場ってなればゲートボール場なのですよ。

だけど、これ、やっぱり村民の方、なかなか使いにくいような気がするのだよね、こういう形でいくと。

もっと何かゲートボールとも話して、ゲートボール全部使うことが悪いとは言っていないのですけども、何かこういう多目的って言いながら、ゲートボール場ですよという位置付けが強いような気がするのですけどもね。

その辺ちょっとしっかり考えていただかなかったら、子どもたちでも雨降りの日使うと言ったら、すぐ空いているからいいですよで使えるのか使えないのか分からないけども、いずれにしても、いろんな検討しながら、一般の人も子どもたちも使えるような形の中の、多目的という名前があるわけですから。

そういう多目的運動施設ということで、もっともっと視野の広げた中で、大きな形の中で、村民が自由に使えるような形の中でしていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 主に使うのはやはりゲートボール協会になると思うのですけども、今の現状の村民体育館の利用を見ても、水曜日はフリーの日ですとか、そのような形を取って、村民の方が自由に使える日があります。

これまでのゲートボール協会の実績も月20日ぐらいが平均ですので、10日間ぐらいは使わない日があります。

そこら辺は今後調整して行って、フリーの日、ですから一般村民が使えるような日を設定できるかなと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

ありませんか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

討論を行います。

議案第55号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第55号、中札内村屋内多目的運動施設設置条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第56号 中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定について

○議長(高橋和雄君) 日程第15、議案第56号、中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、議題に供されました、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村大規模草地育成牧場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものです。

詳細について、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) それでは補足説明を、尾野産業課長、お願いします。

○産業課長(尾野悟里君) それでは補足説明をさせていただきます。

議案第56号、中札内村大規模草地育成牧場の指定管理については、農事組合法人カーフゲートに、本年10月の冬季舎飼開始日から平成34年3月31日までの期間で指定するものです。

はじめに、指定管理者変更の経緯を説明させていただきます。

大規模草地育成牧場の指定管理につきましては、平成18年以降、中札内村農業協同組合を指定管理者として運営してきたところですが、本年2月16日付で農協から人員配置が難しくなっていることなどの理由から、指定管理取消しの申し出があったところです。

これを受けまして、農協とは協議を行ってきたところですが、最終的に、今年10月の冬季舎飼前までという協議が整い、3月30日付で正式な取消し通知を受け、4月1日付基本協定書を変更する協定書の締結をしております。

この指定管理取消しの経過につきましては、酪農家の皆さんに対して、経過等を報告した上で、4月下旬に酪農家で構成する村酪農振興会の臨時全体会が開催され、酪農家が牧場運営に主体的に関わっていくためにも、村内の8カ月齢前の牛の保育・育成を担ってい

る農事組合法人カーフゲートの方で指定管理を受託できないかという意見があり、カーフゲートの方でも今後の運営見通し、体制を検討した上で、5月29日に開催されましたカーフゲートの通常総会において、指定管理受託について提起され決定したところです。

なお、この決定につきましては、6月4日付で酪農振興会から全酪農家の方に伝えられているところでございます。

大規模草地育成牧場の指定管理者の選定につきましては、これまでも牛を預け入れる村内酪農家さんの皆さんと関係が深く、利便性が高いなどの理由から、公募によらない選定を行ってきたところですが、今回の指定管理者選定につきましても、酪農家の皆さんが協議し、主体的に牧場運営に関われる体制にあること。

すでに村内の牛の保育・育成を行っている組織であることから、知識・技能・能力を有していること。

また、保育から育成まで一体的な使用ができ、適正かつ効率的な運営管理を行うことができるなどから、引き続き公募によらないで選定をしたところでございます。

なお、選定の経過につきましては、8月10日付でカーフゲートから指定申請の提出があり、8月20日、副村長を委員長とする選定委員会を開催し、審議の結果、選定に至ったところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 今回、村の酪農家組織であるカーフゲートさんが指定管理者ということで上がってきているのですけれども、昨年、新しい冬期舎飼の牛舎もできました。

そういった施設を有効にまんどに利用していただくためにも、今後、酪農家の皆さん方が協力して有効に利用していただきたいなというふうに思います。

今現在、村外の牧場に預けられている酪農家さんもいるかと思いますが、そういったことで、少し逃げている分もあるのかもしれないけれども、そういった方々とも協議をしながら、施設を有効に利用していただきたいというふうに思うのですけれども、そういった話し合いができていますのかどうか。

昨年は牛舎の完成が遅かったので、まんどに有効利用とはなっていなかったのですけれども、今後、その新しい施設やら旧施設、そしてまた、夏期放牧等についても、多くの村内の酪農家の皆さんが、この大規模草地を利用していきべきだというふうに思うのですけれども、その辺の話し合いというものも、酪農振興会ですとか大規模の審議委員会ですか、そういったところで話し合いがされているのかどうか。

その点をお伺いします。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず、今後の利用も含めてというところでございますけれども、酪農振興会の全体会議の中でも、先ほど説明もしたのですが、酪農家が大規模草地牧場の運営にしっかり関わっていく。

預けることも含めて、しっかりそこで運営を支えていくということでの確認はされているところでございます。

また、大規模草地育成牧場につきましては、かなり設備が老朽化している部分もござい

ます。

また、更新が必要な機器というのもありますので、この部分につきましては、新たに指定管理を受けますカーフゲートの方とも協議を行い、将来、計画的な施設の更新等につきましても協議を行って、村内の酪農家さんが利用しやすい環境づくりというのを務めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 多くの方がこの施設を有効に利用していただくことによって、カーフゲートさんの経営自体も助かるでしょうし、また、村の利用料等にも跳ね返ってくると思いますので、なるべく空きのないような状態をつくっていくことをやっぱり念頭に置いて考えていっていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 1点だけお聞かせください。

酪農家、農家の方々は、その酪農振興会カーフゲートというのをお聞きしたら分かると思うのですが、一般の村民が、このカーフゲートという名前と、どういうところなのか。

所在地とか何かそういう代表者、そういうものが分かれば、ちょっとお知らせいただければと思うのですが。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、カーフゲートの組織についてですけれども、カーフゲートにつきましては、平成17年の5月に村内の酪農家さん、基本的には7法人与7個人が共同で出資をしまして設立した農事組合法人ということになります。

所在地につきましては、中札内村新札内東5線194番地6に現在事務所を構え、そちらの方で、現状は生後五日から8カ月齢の牛の保育・育成を行っているところでございます。

代表者につきましては、代表理事組合長で福原一斉さんでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 参考に教えていただきたいのですが、かなりの予算をこの大規模草地育成牧場ということで、村から財政支出をしておるわけですが、そんなことで、一般の人はなかなかこの辺分からないのでちょっと質問するのですが、村全体の酪農家の戸数と、牛の相当数というか、それを教えていただいて、その大規模に預託している農家の戸数と頭数。

あるいはまた、村外の預託の関係、恐らくないのかなというふうに理解するのですが、もしあれば、戸数と頭数等について、参考に教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 後で資料でお渡ししてよろしいでしょうか。

後ほど資料で説明させていただきたいというふうに思います。

そのほか。

よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第56号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第56号、中札内村大規模草地育成牧場に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第57号 平成30年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第17 議案第58号 平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第18 議案第59号 平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第19 議案第60号 平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第20 議案第61号 平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第16、議案第57号、平成30年度中札内村一般会計補正予算について、日程第17、議案第58号、平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第18、議案第59号、平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第19、議案第60号、平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第20、議案第61号、平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての5件について一括して議題にしたいというふうに思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) ただいま、一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ2億211万3,000円を追加し、総額を52億761万2,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ557万7,000円を追加し、総額を4億5,604万8,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ983万4,000円を追加し、総額を2億7,714万円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ9,000円を追加し、総額を1億2,280万円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ

1万円を追加し、総額を1億9,680万2,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） それでは、それぞれ補足説明をお願いしたいと思います。

まず最初に、川尻総務課長、お願いします。

○総務課長（川尻年和君） それでは、一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、一般会計補正予算書をご用意いたします。

はじめに、21ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書の一般職の共済費についてであります。

共済組合等負担率が確定したため、今回、73万8,000円を増額するものであります。

併せて、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計についても同様に共済費の確定による増額を行うものであります。

なお、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、共済費のみの増額補正でありますので、補足説明を省略させていただきます。

それでは、これより歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係ある特定財源については、併せて説明をいたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

13ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、4目生涯福祉費、説明欄、返還金572万1,000円の追加は、平成29年度における障がい者自立支援給付費国庫負担金、障がい者自立支援給付費道費負担金、障がい者医療費国庫負担金、障がい児入所等国庫給付金の精算による返還を行うため、追加するものであります。

次に、14ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄、医療法人寿行会補助金255万9,000円の追加は、平成12年に大樹町森クリニックにおいて人工透析を導入する際、南十勝5町村で導入費用の支援を実施しましたが、経年劣化により機器更新の支援要請があり、南十勝5町村で協議した結果、助成することで協議がまとまったことによる増額でございます。

次に、3目診療所費、説明欄、診療業務管理委託1,000万円の追加は、入院患者数の減少や診療報酬改定により、大幅な減収が見込まれ、現行の委託料では年間を通した安定的な運営ができないと判断し、追加するものでございます。

次に、15ページをお開きください。

4目健康づくり推進費、説明欄、普通旅費16万8,000円の追加は、現在村民健康づくりに対して、七色献立プロジェクト事業を積極的に取進めておりますが、さらなる健康づくりの強化を図るため、先進地視察を庁内検討委員で行うため、追加するものであります。

また、七色献立プロジェクトに係る景品、普及啓発の消耗品、健康づくり普及啓発用備品の購入に対して追加を行っていますが、タニタ式健康ポイントスタート事業の申し込み人数が、当初予定した人数を上回ったことにより、追加するものでございます。

次に、16ページをご覧ください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄、産地パワーアップ事業補助金

1億7,900万円は、中札内村農業協同組合の農産加工処理施設第2工場において、リース式による自動選別機、計量器、包装機のラインをロボット化するもので、北海道の補助が採択されたことにより、村の会計を通し交付するため、歳入の補助金と合わせて追加するものであります。

次に、17ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄、プレミアム商品券事業補助金442万5,000円の追加は、商工会が村内の商店等における消費拡大を目的として実施するプレミアム付き商品券の販売に対して、補助を行うものでございます。

次に、19ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、説明欄、社会教育指導員賃金220万1,000円の減額は、教育委員会における人員配置の変更により、嘱託職員を採用しなかったため、当初予算から減額するものであります。

次に、2目施設管理費、説明欄、社会教育施設工事675万円の減額は、昨年解体を行いました上札内水泳プールの跡地について、芝生造成を行う予定でありましたが、上札内地域住民との協議も含め、利活用を再検討するため、当初予算から減額するものであります。

また、現在、屋内多目的運動施設の整備を行っておりますが、12月オープンに向けて、消耗品、燃料費、光熱水費、電話料、火災保険料、備品などを追加しております。

大きいもので、ガスや灯油等の燃料費、集球ネットやフェンス、椅子等を購入する備品購入費であります。

さらに、体育館備品140万1,000円の追加は、村民体育館における既存のルームランナーが2台とも故障し、修繕が不可能であるため、新規購入するものであります。

次に、戻っていただきまして、11ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

一般財源は、18款の繰越金を見込むことが可能ですので、歳入に見合う額として2,164万5,000円を追加し、調整するものであります。

次に、戻っていただきまして、5ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正であります。小型ホイールローダーの契約額確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

次に、6ページをご覧ください。

第3表地方債の補正であります。今年度の臨時財政対策債の借入額の確定に伴い、限度額1億200万円を1億180万8,000円に変更するものであります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 住民課長と福祉課長の補足説明は午後からにさせていただきますというふうに思います。

提案理由の説明は午後からにさせていただきます。

それでは、1時まで休憩をいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時03分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 午前中に引き続き、会議を開きたいと思っております。

補正予算の提案理由の説明がまだ終わっておりません。

次に、坂村住民課長に国保の関係でお願いをしたいと思います。

○住民課長（坂村暢一君） それでは、国民健康保険特別会計補正予算について、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー 8 番、国民健康保険特別会計補正予算書の 7 ページをお開きください。

6 款保険事業費、右側説明欄、特定健康診査等事務、役務費、電話料 7 万 1, 0 0 0 円ですが、事業で使用する ADSL 回線等の使用料を追加するものであります。

続いて、その下段、9 款諸支出金、1 目一般被保険者保険税還付金、説明欄、過誤納還付金 2 0 万円の追加ですが、これは遡って国保資格の異動があったことなどにより、国保税の還付を行ったところ、今後の予算に不足を生じる可能性があることから、追加しようとするものであります。

次に、その下段、5 目療養給付費等負担金償還金、説明欄 4 2 6 万 5, 0 0 0 円の追加及び、その下段、6 目療養給付費等交付金償還金、説明欄 7 8 万 8, 0 0 0 円の追加、並びに、その下段、7 款特定健康診査等負担金償還金、説明欄 2 5 万 3, 0 0 0 円の追加ですが、これらは平成 2 9 年度の療養給付費等負担金及び退職者医療に係る療養給付費交付金、特定健康診査等負担金の額が確定し、精算による返還が発生しましたので、追加しようとするものであります。

続いて、歳入ですが、戻っていただいて、上のページになります。

6 ページをお開きください。

5 款繰越金ですが、平成 2 9 年度の決算認定はまだ終えていませんが、見込むことは可能ですので、歳入に見合う額として 5 5 7 万 7, 0 0 0 円を追加し、調整するものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは、黒ナンバー 9 番、介護保険特別会計補正予算書をご用意いただきたいと思えます。

ページに沿って、今回は、まず歳入の予算から説明いたしますので、補正予算書の 6 ページをお開きください。

上段、7 款繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金 7 0 万 7, 0 0 0 円の追加は、2 9 年度の職員給与費精算により、一般会計からの繰入額を調整するものであります。

次に、8 款繰越金につきましては、平成 2 9 年度の決算認定をいただく以前ではあります。繰越額の確定見込みにより 9 1 2 万 7, 0 0 0 円を追加するものであります。

続きまして、歳出を説明いたします。

7 ページをご覧ください。

ページ中段、4 款地域支援事業費、3 項、1 目一般介護予防事業費、7 節賃金の説明欄、保健師賃金 6 万 8, 0 0 0 円の追加は、本年度開始いたしました介護予防教室、まる元運動教室の開催日数、回数の増加に伴い、事業に立ち会う保健師を臨時的に配置しなければならない場合があるため、年度末までの所要見込額として追加するものであります。

次に、5 款基金積立金、説明欄、介護保険事業基金積立 5 2 9 万 9, 0 0 0 円の追加は、歳入の前年度繰越金から、この後説明いたします国等への精算返還金を除いた余剰額を基金に積み立てする予算を組み、会計全体の財政調整を行っております。

次に、8ページの上段、7款諸支出金、1項、1目第1号被保険者保険料還付金、23節償還金利子及び割引料の説明欄、保険料還付金2万6,000円は、所得の修正申告に伴い、介護保険料の段階が下がる事例が発生し、平成27年度から3カ年の保険料を遡及して減額還付を行うため、不足する額として今回追加するものであります。

同じく、2目償還金、23節償還金利子及び割引料の説明欄、国庫支出金等返還金33万6,000円の追加は、前年度介護給付費負担金等の額確定によるもので、国・道支払基金における負担金並びに交付金の精算により、見込みとして交付されていた額から、最終的に余剰となった金額をそれぞれ返還するものであります。

その下、2項、1目一般会計繰出金106万9,000円の追加は、国・道などと同じく、前年度における介護給付費負担金及び地域支援事業費の一般会計からの繰入額を精算し、村の会計に返還するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 簡易水道と下水道の関係は、共済費だけの問題なので、補足説明はないということです。

これで5会計の全部の提案説明が終わりました。

議案第57号から第61号までの5件を一括して質疑を行いたいと思います。

7番中井議員。

○7番（中井康雄君） それでは、1点だけお聞きいたします。

14ページの診療所費なのですけども、1,000万円。

先ほど説明は受けたのですけど、あまりにも額が大きいので。

もう少し具体的に説明をしていただけたらうれしいなと思います。

また、今回1,000万円ということなのですけれども、急に今年になって1,000万円というのもどうなのかなと思うのですけども、去年、一昨年あたりはどうだったのか。

それは診療所の方でいろいろと工面していたのか。

そこら辺、もし分かる範囲でいいですので、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 診療所委託料の1,000万円追加の件ですが、大きな要因として二つ挙げられます。

まず一つが、入院患者数減による減収になります。

現在、診療所は16床ございます。

平成29年度4月から3月まで1日当たりの平均の入院患者数が7.1人。

30年度4月から7月までの平均入院患者数が、1日当たり4.8人ということで、2.3人の減ということになっております。

特に、平成30年6月、この6月からは、入院患者数がさらに減っているということがあります。

1月当たりの入院に係る診療所に入る収入ですが、平成29年度1年間で平均1月当たり230万円ぐらいになります。

平成30年度になって、4月から7月の平均で1月150万円ということで、1月大体70万円から110万円ほどの減収ということになっております。

まず、この入院患者数減による減収ということになります。

1月大体70万円、12カ月で840万円ほどの減収になるかと思われれます。

続いて、二つ目の要因なのですが、この平成30年4月に診療報酬改定がありました。

その影響を受けて、特に薬価の引き下げが大きな影響を受けております。
外来の患者数というのは、平成29年1年間の1日当たりの平均が39.1人。
平成30年度4月から7月の平均が36.5人ですので、外来患者数は大幅に減ってはいません。

ただし、1月当たりの外来に係る収入なのですが、29年度1年間で550万円。
平成30年度4月から7月の平均で480万円。

1月当たり大体50万円から70万円ほどの減収ということになっています。

1月50万円、12カ月で600万円。

以上、二つ合わせると1,440万円ほど1年間で減収になるというふうに見込まれています。

ただし、診療所の方では、経営努力ということで、患者数が減りましたので、平成30年3月から入院患者の病院食を外部委託をして、職員を1名減らしています。

さらに、入院患者に対する付き添いヘルパーさん、1名減にしております。

この影響で、今年の6月から毎月40万円ほど人件費を削減をしているということになります。

そうすると、10カ月40万円経費から落としていますので、先ほどの1,400万円から400万円を引いて1,000万円ほど現行の委託料では経営が厳しいということなので、1,000万円ということで今回見込んでおります。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） 分かりました。

ということは、今後も、来年再来年に向けても、当然これは十分その程度のマイナスは見込まれると。

では、来年再来年に向けて、どのような形態を取っていくつもりなのか。

ここら辺の見通し等もありましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 先ほどのご質問の中で、今、30年度と29年度の比較をしてみましたけれども、現実的にそれまでどうだったのかというご質問も併せてあったかと思えます。

現実、その年度によって上下する部分ありますけれども、ここ数年の経緯を見ていくと、やはり落ちていっているというのが実態でございました。

ここへ来て、診療報酬の改定及び入院患者数の減、これがもろに影響した形で今に至っているということでございます。

当然、赤になれば先生が委託料収入として受けている分が、自分の報酬とはならないということになりますから。赤字となってしまいますので。

その分の補てん含めて1,000万円を今回追加させていただいたわけです。

今後についてなのですが、当然、鈴木先生が診療業務の委託を受けている中では、言ってみれば収支が改善しない限りは、この1,000万円と同程度の、どうしても委託料の増加が必要になってくるということでございます。

今のところ国の施策を見ても、診療報酬がうちの村の診療所の収支が黒に変わる方向に診療報酬が改定されるというのは、よっぽどのことがない限りかなり厳しいのだというふうに思っています。

ただ、地元で診療機関及び入院する施設がないということにはやはりなりませんので、

現行の業務を今のところは維持していくしかないのだろうというふうに考えているところ
でございますので、平成31年度以降についても、当然30年度の収支は直近まで見切っ
た上でその委託料の額を算出しようとはしますけれども、恐らく当初予算比でいけば、こ
の1,000万円も含めて増加の要因はあるものというふうに考えているところでござい
ます。

○議長（高橋和雄君） 7番中井議員。

○7番（中井康雄君） 分かりました。

診療所として、鈴木先生もいろいろご努力されてやられていることでしょうけれども、
村の方としてのできることをやってないのかなと、そんな気がするものですから。

診療所に来てくれる患者さんの数、また、病院のベッドにいる患者さん方も減っている
ということなのですが、そこら辺についても、ほかのところ入院されている方もい
らっしゃるでしょうし、そんなことも、村としてやれる何かがないのかなと思うもの
ですから。

そのお金だけあれしてというのも分かるのですけれども、村としての違う努力の仕方と
いうのはないものかなと考えるものですから、ちょっと意見を言わせていただきました。

何かそこら辺についても、考えがございましたらお願いしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 村として何かやれることがあるのではないのかということなの
ですが、どうでしょうか。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 当然、本村にこういうふうに診療所があるわけで、外来も入院も
含めて業務を行っているわけです。

できるだけ、うちの村の診療所を利用していただけるよう、住民の皆さんに、今の経営
努力も含めて、診療所が行っている経営努力も含めて皆さんにお知らせをするなどの手法
はあるかなと。

ただ、入院場所なり通院をしようとする場所を選択するのは住民の皆さんということに
なりますので、いくら入院の病床が空いているからといって、そこを経営のために埋める
ために、他の病院から転院させるというわけには現実問題いかないわけで、その辺は今の
診療所の実態も住民の皆さんにお知らせをしながら、できるだけ利用を伸ばしていくとい
うことは続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今、病院の話でありますけれども、結構中札内でなくても、村外の病
院に入院しているというのはかなり多いと思うのですよね。

中札内はなぜ利用しないのかという、まずその辺の根本から考えていく必要があるの
ではないかと。

今の病院の在り方に対して、やっぱり1回何か検討をする余地があるのではないかと
いうように思うのですけれども。

どういうふうになるかは分からないのだけれども、とりあえず中札内の人が更別へもの
すぐ行っているとか帯広行っているとかってそういう話はいっぱいあります。

中札内、なぜ利用できないのかということに対して、やっぱり村としても病院の努力は
認めるのですけれども、いくら努力しても限界があるので。

やっぱりいろんな体制もあると思うので、その辺も改善していく余地として考えている

ことはありますか。

○議長（高橋和雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 当然、今の診療所の運営方法含めて検討していかなければならないというふうに思っています。

それは、国の先ほどの診療報酬の改定含めて、地域の診療所、病院、自治体の病院も含めてですけれども、民間も含めて。

その在り方がすごく問われているというふうに思っています。

地域でできることは何だという意味なのですからけれども。

そういったことの国の施策も含めて、村としてもいろんな形で方針を検討していかなければならないと。

そのことによって、診療の体制が変われば、自ずとお客様もそのことを選択するのかもしれない。

ただ、これは絶対そうなりますというふうにはちょっと言えませんので、それなりの村としても努力はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 1番北嶋議員。

○1番（北嶋信昭君） 今、副村長言うように、ぜひ、いろんな見直しできることがあると思うのですよね。

過去には新しい先生なんていう話もあったのだけでも、この話もどこ行ったかなくなったのですけれども、そんなことも含めながら、鈴木先生ももう70歳過ぎていきますよね。

そういうときに、今、では何年間やってもらうのですかという話にも、もう大体見えてくるので。

やっぱりそんなことも含めながら、真剣に村の人間が、この間自分もそうですけど、厚生病院行くと、もうあんたいいですよ、違う病院行ってくださいってこういう時代が来てしまったのですよね。

厚生病院のシステムの中に。

やっぱりそのために、中札内の住民が中札内の病院に行けると、そういう体制をつくるためには、やっぱり先生の在り方も大きくあるのではないかと。

一人体制でなくても、今、補助で来ているような話も聞いておりますけども、やっぱりその辺から見直していかないと。

いくら企業努力だ村が頑張ったってだめなので。

全体をもう見直して、村民が行けるような形の中の、やっぱり視野の広い病院にしたいとさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきますが、村の方として何かありましたら。

よろしいですか。

森田村長。

○村長（森田匡彦君） ただいま、北嶋議員のご指摘のとおり、今本当に超高齢化、そして人口減少社会ということで、非常に大きな社会の転換点にあります。

また、過疎地にて医師をいかに獲得するのかというのも非常に難しい問題はらんでおります。

この中札内村において、持続的、安心して暮らせるための医療福祉とはどうあるべきなのか。

真剣に今からしっかり考え着手してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 14ページの1番でしたけれども、負担金及び交付金、医療法人寿行会の補助金255万9,000円。

先ほどちょっと説明をいただきましたけれども、これは大樹にある森クリニックでの人工透析器の分としての村が負担金として出すということの押さえでしたけれども、これは南十勝各町村、同じぐらいの金額を負担されるのか。

多分この人工透析器を入れることに関して、この時期、帯広には病院等々がありましたけれども、南十勝で人工透析のできる場所がないため、この森クリニックが人工透析器を入れて、南十勝のそういう人工透析に関わる人たちの入院等々にということでの補助金かと思いましたが、他の町村、広尾も含めて、同じぐらいの金額をそれぞれ出しておられるのか。

ちょっと分かりましたらお知らせください。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 南十勝5町村ですね。

負担割合はそれぞれ違います。

一応、参考にしていない負担割合については、平成11年度、平成12年度に始めたときの割合でということで算出させていただいているところです。

透析設備、これ自体が6,400万円程度かかります。

それ以外にもさまざまな工事という部分があるのですが、今回は透析設備に限ってということで補助対象にしております。

南十勝の方でこの6,400万円程度の2分の1を5町村で割るという形式でさせていただきます。

うちの255万9,000円という金額は、全体の8%です。

8%なのは、中札内、更別、幕別町忠類地区。

広尾町は35%。

地元の大樹町が41%ということになっています。

○議長（高橋和雄君） 4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 分かりました。

南十勝にそういう病院としての位置付けも分かりました。

ただ、数字的に分かるかどうか分かりませんが、村内からこの大樹の森クリニックを利用してのこの透析を使つての入院なり治療の数というのは、データとしては出ているのですか。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 25年度からということで資料の方は別にあるのですが、村からの通院者はゼロです。

ただし、将来的に、南十勝というくくりでもありますし、大樹町に例えばですが、身内だとかお子さん、お住まいだということで、高齢になってから移住してそちらの方で通うという方もあろうかなという、ちょっとこれは想定ですけども、そういうことで一律にということで南十勝の仲間に入って補助を行うということでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番(男澤秋子君) 今の透析、森クリニックに関してのちょっと、それに対するの質問なのですけれども、今までずっと利用者がゼロであるということに対しては、やはりこの負担というのはゼロであっても負担し続けるという考え方でいるということでしょうか。

それと、透析になるということはある程度の病気が進んでいくと透析になっていくというようなことが多いのですよね。

例えば、糖尿病がひどくなったり、腎臓的な病気が悪化すると透析になっていくという病気の流れがあると思うのですよね。

そういったときに、ほかの病院でそういう事前の糖尿病ですとか腎臓病に対する治療を行っているけれども、透析となるとその病院でできるときもあるし、そうではなくて、その透析のできる病院を選択しなければならない場合があると思うのですよね。

そういったときに、中札内村として、大樹とこのような協定を結んで、補助を出してやっているわけですから、そういったときにそこを利用するというのを一つは考えていった方がいいのではないかと思います。

そういうことがないから、そういうような、中札内村がそういう病院に補助を出しているということを知らないからそれが進んでいないのではないかなという、私考えるのですけれども、そこら辺についてはどうでしょう。

そして、本村の、大樹はゼロであっても、ほかの病院で透析を行っている患者がいるかと思うのですが、村として透析患者が何人本村にいるかということの把握はされているでしょうか。

その2点について。

○議長(高橋和雄君) 山崎副村長。

○副村長(山崎恵司君) 私の方でちょっとお答えをさせていただきます。

その負担のことです。

この人工透析、大樹の森クリニックで行っている人工透析の機器については、先ほど、高島課長の方でも説明ありましたとおり、平成12年度、現実的には平成11年に初めて導入したもので、その負担を5町村で、当時の5町村で先ほどの負担割合と同じで初期導入したものの更新ということでありました。

それまでうちの村で大樹町の森クリニックさんで透析を受けた方というのが、こちらの方で押さえている数字ではなかったのです。

人工透析の機械を入れた後、うちの村から大樹の方に通われていた方が、現実的にいなかったわけです。

先ほどの報告にもありましたとおり、答弁の中でもありましたとおり、平成25年度以降でもゼロなのです。

ただ、人工透析のこの負担割合を確定するのに、南十勝の5町村の副町長、複数回協議してまいりました。

当然、森クリニックある大樹町さん、透析患者が一番多いのは広尾町さん、その次が大樹町さんなのですが、更別、忠類地域、中札内、中札内はゼロですけれども、忠類にしても更別さんにしても、ほんの少数でしかないのです。

ですから、その透析患者数だけをもって負担割合をちょっと決めるわけにはいかないなという話になりました。

かなり大樹町さんにしても広尾町さんにしても、透析患者数が多いために、透析患者さんが森クリニックに通っていないうちの村に負担を求めるのはいかがかという意見もあったようでございますけれども、今、現実問題、南線にはこの大樹町の森クリニックしか人工透析をすることはできないので、もしそこがやらないということに仮になった場合は、全てが帯広方向に行くことに恐らくなるのだろうというふうに思います。

とすると、それなりの人数が帯広の透析をやっている病院に行ったときに確実にそれを受けられるかというのは、これはちょっとなかなか言えない話です。

ということは、そのことによって、うちの村の村民も帯広に透析で通おうと思ったときに、そのことに起因して透析を受けることができないということだっただって当然あるだろうと。

そういう面では、セーフティネットではございませんけれども、南十勝の中で一つの自治体の病院でこれまで人工透析を続けていると、これからも続けていきたいというふうに言って、今回の要請が出てきているわけなので。

そういった分については、うちの透析患者さんが大樹町の方に今現行ゼロであったとしても、その負担は、然るべき負担はしていきたいというのが村のスタンスでした。

ですから、この部分については、今後の更新も必ず負担しますよという確約は全くしてあるわけではございませんので。

今回の更新に関して言えば、うちの村についても8%の更別、幕別町忠類地区と同様に8%の負担で負担をするという考え方に立ったわけでございます。

それが、今現行ゼロであっても負担するというところでございます。

それと、利用についてなのですが、今、この高規格道路が大樹さんのところまで開通しているので、時間的にももう30分切った状態で大樹町まで行けるような形になると思っています。

人工透析の患者さん、例えば週3回帯広まで通うにしても、それなりの時間と苦勞をかなりかかっているわけで、負担となっているはずですよ。

そういった面でいけば、大樹町さん30分の距離で行けるということからすると、そのこと自体も、うちの村がこういう負担をしているということも住民の皆さんにお知らせをする必要は当然あると思いますし、そういう方法もあるのですよということは、当然村民の皆さんにお知らせしてまいりたいなというふうに思うところであります。

人数のところは、押さえているので、確定的なものではございませんが、8月1日現在、ちょっとレセプトから調べているので、7名程度ということでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 分かりました。

中札内では、今7名の方が透析を、村内にはありませんので、多分帯広がほとんどだというふうに思います。

そこで、今の説明でいくと、今後においても、更別に透析できる門を開いておくということもあって負担をしていく。

今後については、その負担がどうなるかということは、今のところ未知数だということは分かります。

やはり、透析という負担というのは本当に、透析を受けている方はほとんど、もう何時間もかけて透析をしなければいけないので、そういうような負担を考えると、近いところで受けれるということはメリットなので、やはりこれからに対しても、大樹でもこういうようなことがあるということを知るといことが大切かなというふうに思いますの

で、その点について努力していただきたいと思います。

それは私の意見として。

続いて次に質問させていただきます。

19ページの、先ほど説明ありました体育館での備品の購入で、ルームランナーの購入がありましたと思いますけれども、ちょっと前から体育館に行ったときに、ルームランナーが、はじめ1台壊れたということをやっと私も聞いていたのですが、そのうちに2台とも壊れた。

さあどうしようというようなことをちょっと言われたことがあったのですが、その導入が今回されるということで、そのルームランナーを利用している人たちは、今後も引き続き利用できるのかなというように思いますけれども、今までは、ちょっと使っている期間が長かったので、古い機械だったのかなと思いますけれども、今度購入する機械において、どのような機能向上があるのかということをやっと聞きたいなというように思います。

それとあと、戻りますけど、15ページの七色献立プロジェクトで、旅費ですとかプロジェクト事業、この希望者が多いということで、いろいろな事業を進めていく上で必要な備品の購入ですとかいろいろありますけれども、先ほどの説明でいくと、旅費のところ、強化を図るための旅費として何か勉強に行かれるのかなということが私としてはちょっと気になった部分なので、その事業がどのような強化をする予定なのか。

そして、どのような消耗品を購入するのか。

ちょっとその内容についてお知らせ下さい。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 19ページのルームランナーについてご説明申し上げます。

今現在設置しているのは、3月に1台故障して、先月、もう1台故障しました。

1台故障の時点では、もう1台あるからそれを活用するという形で購入する予定はなかったのですが、今回2台とも故障になりましたので、今回補正させていただいております。

購入しようとしているのは、今現在使っているのと同様な規模を考えています。

カタログ等あるのですが、やはり以前購入した体育館の機器は平成10年に、あそこら辺の機械類全て導入しています。

もう20年近くなりますので、ほほほかの機械も同様な状態に来ているのですが、今回、ルームランナーにつきましては、端的に言いますと、負担を軽減し、低体力者に優しい設計となっております。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 七色健康ポイントの関係でありますけれども、まず旅費につきましては、職員が先進地の視察をしに行く旅費ということで、職員と申しましても、各課から庁内で検討委員というものを抽出していただいている、定例ではないのですが、必要に応じて会議を開催して意見をもらって、キックバックしていただいている、福祉課の方で最終決定するという仕組みを今取っております。

これについてはまだ、予算計上しただけで、行先だとかははっきりしておりませんが、今のところ想定するのは、札幌近辺、道南の方ですかね。

そっち含めて二つの自治体ぐらいを見に行きたいなというふうに考えております。

町村名までは明らかにまだありません。

これについては、車1台10名分の旅費でございます。

続きまして、消耗品の内訳ということでよろしかったですね。

消耗品11万4,000円ですけれども、これにつきましては、住民の方に貸与する活動量計を30台追加で購入しようとするものであります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点かお伺いをいたします。

まず、16ページの農業振興事業費、大きく1億7,900万円ということの追加です。

これはTPP絡みのいわゆる産地強化ということでの国の事業でないのかなというふうに思うのですが、それで、補助割合等々もありますので、全体のこれに対する事業費等を教えていただきたいのと、かなり多額の金額ですから、先ほどの説明でロボット化ということですが、そのロボットの機械だけでかかるのか、あるいはまた、何かほかの施設というのですか、建物、ほかの施設等でこれだけの補助金になっているのか。

その辺ちょっと話見えないので、全体についてもっと分かるような説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、17ページの商工振興費のプレミアム商品券の事業補助金です。

これは今まではかなり12月ぎりぎり、12月の補正予算だったかな、ぎりぎりになった形での村の予算付けになって販売していたのですけれども、近年、計画的な形で、今の段階で補助金が付けられたということは非常にいいことだなというふうに思います。

説明にありましたように、村外への購買力の流出の防止、あるいはまた、消費者の購買意欲の拡大、あるいは商店街の活性化と、こんな目的で、昨年と同程度の補助金だというふうに思いますが、ぜひ、その辺も計上されたことについては敬意を表しますが、内容ですね。

ちょっとペーパー配られていないので分かりませんので、販売時期等々含めて、内容についてももう少し分かるように説明をしていただきたいというふうに思います。

それからもう1点は、19ページの屋内多目的運動施設備品69万4,000円ということです。

補足説明もあったのですけれども、ちょっと早口で聞き取れなかったもので、再度品目、何点かあるかと思うのですが、品目別の追加の予算というのですか、そんなことを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長、お願いします。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、産地パワーアップ事業について説明をさせていただきます。

今回の産地パワーアップ事業につきましては、農産物処理加工施設第2工場のうち、原料選別のラインを現状1ラインを2ラインにするのと、今まで手作業でやっていたところに、識別機器を導入して、機械によって識別をしようとするものでございます。

費用等につきましては、工事費について、税抜で総額で3億5,800万円、消費税を入れますと3億8,664万円ということになります。

補助金につきましては、消費税抜き金額の3億5,800万円の2分の1ということで、今回1億7,900万円を計上させていただいております。

事業の内訳についてですけれども、識別の機械、ロボットのラインを導入する。

そして、ラインを1ラインから2ラインに増設するという費用で、おおよそ2億2,260万円。

その他計量、包装機を新たに導入することで6,260万円。

そして、これら設備に伴います付帯設備の設置及び電気制御盤の設置等で7,314万円ほどという内訳になっております。

続きまして、2点目のプレミアム商品券事業の方ですけれども、概要について説明をさせていただきます。

今回販売するセット数は、昨年度と同様の2,100組ということになります。

こちらの方は、購入限度につきましては、一人2組までということで、こちらも昨年度と同じということになっております。

プレミア額につきましては、1万円で2,000円のプレミアムということになりますので、2,000円掛ける発行数2,100組で420万円を村から補助するというものでございます。

利用期間につきましては、昨年同様に、11月11日から年明けの31年3月31日までとしております。

あと、今年度につきましては、昨年度まで販売開始を1時から商工会等で販売をしておりましたけれども、昨年度の実績等を踏まえると、大体売上が4時過ぎには完売してしまうということもあり、日曜日等で働いている方がちょうど買いに行けないということもありますので、今年度につきましては、販売の開始時間を2時間繰り下げて、15時から19時の時間帯で販売するというように計画をしております。

○議長（高橋和雄君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部雅行君） 屋内多目的運動施設の備品についてご説明申し上げます。

今回、予算要求しておりますのは、アリーナの方で使う備品、そして、管理事務所等で使う備品、二つあります。

まず、アリーナで使う備品ですけれども、これはコートの中に設置するネットフェンス。

低い、ボールがほかのコートに転がらないようなネットフェンス。

これが8セットで約13万2,000円。

そのほか、管理棟事務等で使うのがほとんどでして、会議用テーブル、折り畳み椅子、これで約30万円。

テーブルが七つ、折り畳み椅子が25脚で30万円。

そのほか、食器収納ユニット一つ、コートハンガー二つ、ロッカー一つ、傘立て一つ。

そのほか、アリーナで使うのもう一つありました。

アリーナで活用する丸椅子ですね。

丸椅子を12脚用意する予定です。

合計、これで69万4,000円になります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 分かりました。

プレミアム商品券の関係ですけれども、去年、記憶では2,000組だったのではないかなと思うのですが、それを2,100組にしたというこういうことでもいいのですけれども、さらには販売期間を、勤める人たちも多く買ってほしいという事で拡大すると。

これもいいことなのですけれども、結果的に、買いたい人に公平にといういかな、昔だっ

たら販売しても何日間か売れなかったということで、かなり停滞していたと思うのですが、去年あたりはちょうど5時ぐらいでなくなったというような、何かそんなことも記憶にあるのですね。

そこら辺の状況と併せて、その販売の組数。

その関係についてはどういう具合に理解されているのか説明していただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず販売セット数の関係ですけども、先ほど、今年度2, 100組という話をしましたけれども、セット販売数につきましては、昨年度も2, 100組です。

28年度までは2, 000組ということで、昨年度から100組増にしております。

また、昨年度につきましては、障害を持たれた方ですとか、例えば、要介護で出歩けない、購入できないという方も、家族の人が購入できるように工夫を図りまして、昨年度につきましては、1時から大体販売して、4時過ぎで完売、目標としては、想定は5時ごろまでの販売ということでしたので、無くなったのが大体4時半前後ですから、販売セット数については、大体見込みどおりかなということで考えていました。

ただ、昨年度については、障害を持たれた方ですとか、例えば、要介護でも購入できますということで、少し基準を広げて対応したのですけれども、その際にちょっと、昨年度については、実際例えば介助されていない方についても、間違っているといたしますか、余分に購入されていたという事例もちょっと見受けられたものですから、その点につきましては、今年度、少し工夫をすることで、販売の方の、全ての人とはなかなかいかないかもしれないですけども、不正に商品券が入らないような工夫は今年度図っていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 大体分かりました。

分かりましたけども、基本的には住民の中に、買いたくないという人まで買ってもらう必要はないのですけども、そういう目的で、ぜひ購入をしたいという方に行き渡るようなことの枚数というのですか、そんなことも、多少の金額だというふうに思うのですが、出てくる、今年どういうことになるのかも分からないのですけども、そういう事態については、次年度も含めて、そういう考慮をした考え方も必要なのかなと、こういって話しておりますので、ぜひ、そういうことも今後の販売の組数についても考えていただきたいというふうに思います。

もう1点は、去年もお話したのですが、当然、マックスバリュー、それについては入っているかと思いますが、あと、ニコットも入っていたのかな。

入っていればいいのですけども、それと、JAの関係ですか。

JAの関係については、JAの方でそれについては参加しないという話も協議した結果聞いているのですが、そこら辺の見通し等について、述べていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 今年度の商品券が使えるお店につきましては、この後商工会の方でも動いていくかと思っておりますけども、昨年度につきましては、今おっしゃっていたよ

うに、農協さんの部分については入っておりませんでしたけども、その他、村内の主要な大型店舗については、今回、このプレミアム商品券の事業に参加していただいた経緯がございますので、今年度についても幅広く村内の事業所が参加していただけるようお願いも含めて、対応していきたいというふうには思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

4番中西議員。

○4番（中西千尋君） 1点、19ページの件でしたけれども、大きな数字として675万円、上札内にあります旧プールの跡地の処理の問題でしたけれども、非常に地区としては今の現状を非常にうれしく思っていることをまずお伝えしたいと思うのですが、当初、芝生を考えていたり、その前は舗装もというような話も出ましたけども、当初、芝生を考えていたところを、プール跡地、圧接砂利のままに残しての当初の予算からしていた675万円減ということで、こういう形で、地域との話の中で、もし減という形が望ましいことであれば、村としても非常に、財政の中でこういう形で進められることが非常にいいことではないかなというふうな思いもします。

現状、説明させていただきますと、上地区で夏場に向けて大きなイベントが2回3回繰り返してありましたけれども、その折、旧プールの跡地、圧接砂利のところへ車が全て止められました。

その関係で、旧公民館前の舗装のところで全てのイベントができましたし、そこへ皆さんが集客できたというような、そんなことも非常に地区としてもうれしく思っておることでもありますので、この金額、600万円という金額ですけれども、地区としてもいい状況でありますし、村としてもこれに係る費用、今後の芝生の管理等々も考えた時点では、相当これからもかかっていくことではないかなと思っておりましたので、地区の懇談会、それからまた、要望を聞いていただいたことに関して、非常に地区としては、現時点では非常にありがたく思っていることの報告だけさせていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 地区の報告ということで捉えておきたいなというふうに思います。

そのほか。

よろしいですか。

質問がないようですので、質疑を終わりたいというふうに思います。

それでは、1件1件討論を行いたいというふうに思います。

最初に、議案第57号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第57号、平成30年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

議案第58号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第58号、平成30年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

議案第59号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号、平成30年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

議案第60号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、平成30年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議案第61号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第61号、平成30年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

先ほどの資料で提出するというやつがちょっとつくれなかったもので、口頭で説明すると

ということですので、説明していただきたいと思います。

尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 先ほど、午前中の議案第56号の大規模草地育成牧場に係る指定管理の質問の中で、黒田議員の方から質問がありました。まず4点について、申し訳ありませんが、口頭で説明をさせていただければというふうに思います。

はじめに、村内の乳用牛の頭数についてですけれども、今年の2月1日現在の頭数になりますが、経産牛、育成保育牛全て合わせて全頭で7,607頭という形になります。

また、農家戸数につきましては25戸ということになります。

次の大規模草地育成牧場の預け入れ数についてですけれども、こちらの方は、月ごとに増減があるのですが、平成29年度の実績ベースで、夏期放牧ですと1日863頭、冬期舎飼ですと、平均で1日600頭という預け入れ頭数になってございます。

また、大規模草地育成牧場の方を利用している農家戸数につきましては18戸ということになってございます。

村外の方に、うちの牛が村外に何頭出て行っているかということについては把握していないのですが、受入の方については、現在、村外から受け入れている牛は、夏期も冬期も1頭もございません。

○議長（高橋和雄君） その件については終わらせていただきたいというふうに思います。

◎日程第21 認定第1号 平成29年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第22 認定第2号 平成29年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第23 認定第3号 平成29年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第24 認定第4号 平成29年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第25 認定第5号 平成29年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第26 認定第6号 平成29年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第21、認定第1号から、日程第26、認定第6号までの平成29年度中札内村各会計歳入歳出決算認定についての6件を一括して議題にしたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程認定議題に供されました各会計決算の提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

平成29年度の各会計決算がまとまり、監査委員による決算審査も終わりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものです。

主要な施策の成果並びに実績報告書、財産調書を提出しておりますので、内容をご精査い

ただき、認定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋和雄君） 続いて、監査委員の決算審査意見を求めます。

木村代表監査委員、お願ひをいたします。

（木村誠代表監査委員登壇）

○代表監査委員（木村誠君） それでは、平成29年度決算審査のご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度各会計歳入歳出決算審査を終了し、平成30年8月30日、村理事者に決算審査意見書を提出いたしました。

審査期間は、平成30年7月27日に現地調査を行い、8月1日から8月8日までの土、日曜日を除く6日間の日程で行いました。

審査中、軽易な点については各課長を通じ個々に指摘し、改善と対応を求めています。決算審査の主な内容はお配りしています決算審査意見書をお読みいただければと思います。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 以上で提案理由の説明及び代表監査委員からの決算審査意見が終わりました。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれまでとし、明日5日から9日までは、議事の都合により休会とし、10日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

よって、次回は10日午前10時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時07分